

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。
 引上げ分の地方消費税収については、用途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

西都市の令和6年度当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 386,182 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区 分		事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金除く)	62,458	9,845	52,613	10,263
		身体障害者福祉費	20,129	14,577	5,552	1,083
		知的障害者福祉費	72,643	36,216	36,427	7,106
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	185,672	74,661	111,011	21,656
		障害者自立支援費	871,635	646,017	225,618	44,013
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,726,401	1,504,681	221,720	43,252
		児童福祉施設費	144,423	0	144,423	28,173
		児童措置費	973,501	708,957	264,544	51,606
	生活保護費	生活保護総務費	63,062	0	63,062	12,302
		扶助費	718,000	551,956	166,044	32,391
	小 計		4,837,924	3,546,910	1,291,014	251,845
社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	316,235	188,701	127,534	24,879
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)	568,616	52,155	516,461	100,749
		後期高齢者医療費	164,463	123,347	41,116	8,020
	小 計		1,049,314	364,203	685,111	133,648
保健衛生	保健衛生費	予防費	82,997	81,263	1,734	338
		保健活動費	19,932	19,850	82	16
		健康増進費	51,005	49,291	1,714	335
	小 計		153,934	150,404	3,530	689
合 計		6,041,172	4,061,517	1,979,655	386,182	